

自由刑の在り方 （検討課題等）

自由刑の在り方（検討課題等）

考えられる制度の概要

- 懲役刑及び禁錮刑を単一化して新たな自由刑（以下「新自由刑」（仮称）という。）を創設する。
- 新自由刑は、刑事施設に拘置して、作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行うものとする。

【検討課題】

1 新自由刑の内容等

- 刑罰の目的との関係
 - ・ 作業及び各種指導を含む矯正に必要な処遇を行うこととするのは、応報、一般予防及び特別予防という刑罰の目的と整合するか。
- 刑の内容
 - ・ 拘禁に加えて、矯正に必要な処遇（作業を行わせること、指導を受けること）を刑の内容と考えるか（義務付けを正当化する根拠は何か）。
- 規定の形式
 - ・ 矯正に必要な処遇を義務付ける根拠規定を、刑法に置くか、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に置くか。
 - ・ 刑法第12条第2項及び第13条第2項に当たる条文をどのように規定するか。
- 義務の履行を担保する方策
 - ・ 矯正に必要な処遇を受ける義務の履行を担保する方策として、懲罰を科す不良措置によらずに、良好措置的な制度のみで足りるか。

2 新自由刑の下における法定刑の在り方等

- 新自由刑と懲役及び禁錮との軽重
 - ・ 新自由刑は、懲役と軽重に差はなく、禁錮より重いと考えるか否か。
- 新自由刑の長期及び短期並びに加減の限度等
 - ・ 新自由刑について、有期と無期とを設けるか。
 - ・ 有期の新自由刑の長期及び短期は、懲役・禁錮と同じでよいか。
 - ・ 有期の新自由刑の加減の限度は、懲役・禁錮と同じでよいか。
- 法定刑の長期及び短期
 - ・ 新自由刑の下における法定刑の長期及び短期は、懲役・禁錮が定められている罪の法定刑の長期及び短期と同じでよいか。
 - A案** 長期及び短期を同じものとする。
 - B案** 禁錮が定められている罪については長期及び短期を改める。

3 その他

- 新自由刑の導入前（施行前）にした行為についての新自由刑の言渡し・処遇の時的限界
 - ・ 導入前（施行前）にした行為について新自由刑を言い渡すものとするべきか。
 - ・ 導入前（施行前）に確定した判決による懲役・禁錮受刑者に新自由刑の処遇を行うものとするべきか。